

## 一般社団法人環境不動産普及促進機構 コンプライアンス憲章

この憲章は業務を行う上で、一般社団法人環境不動産普及促進機構のすべての役職員が遵守し、実践すべき普遍的な規範とするものです。

### 1 法令社会規範の遵守

機構の基本的使命と社会的責任を常に認識し、あらゆる法令、社内規定、社会規範を遵守し、誠実かつ公正な業務執行に努めます。

健全な業務執行を推進し、かつ、常に業務の効率化、経営資源の有効活用に取り組みます。

### 2 積極的かつ公正な情報公開

積極的かつ公正に情報を公開することにより事業の透明性を確保します。

### 3 厳正な情報管理

業務上知り得た情報・個人情報、細心の注意をもって取り扱い、外部に漏えいしないよう厳正に管理します。

### 4 反社会的勢力との対決

社会の秩序や安全ならびに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わらず、毅然とした姿勢で臨みます。

### 5 総合的な金融サービスの提供

社会の変革に対応し、多様化、高度化するニーズを反映した商品、サービスを的確に提供します。

### 6 情報の提供

耐震・環境不動産の普及促進のため、社会に必要な情報の提供を積極的に行います。

### 7 適切かつ十分な説明

商品やサービスについて、法令等に従い、正確かつ適切な情報の提供を行います。

### 8 外部の意見の反映

機構に対する外部からの意見、要望、苦情等については、誠実に対応し、謙虚に受け止め、これを業務に反映します。

### 9 役職員の人格の尊重

信条、性別、年齢、身体障害に関係なく、全ての役職員一人ひとりの人格及び個性を尊重します。

### 10 働きやすい職場環境

働きやすい職場環境の確保に努め、自由闊達な組織風土の情勢を目指します。